

第3次千葉県歯・口腔保健計画(案)概要

施策の方向

計画の位置づけ

- ・歯科口腔保健の推進に関する法律第13条の規定による計画
- ・千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第10条の規定による計画

「千葉県保健医療計画」及び「健康ちば21」等の関係計画と調和を図りながら、本県の歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

基本理念

全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現

総合目標

歯・口腔の健康づくりによる健康寿命の延伸と健康格差の縮小

現状

- 乳幼児・児童生徒
 - ・むし歯は年々減少している状況。
- 成人・高齢者
 - ・進行した歯周炎を有している人の割合が増加。
 - ・80歳以上で20本以上有する者の割合は目標(50%)を達成。
- 歯科受診をすることが困難な人
 - ・定期的な歯科健診を実施する障害者支援施設及び障害者入所施設は目標値に達していない。
- 環境・整備
 - ・在宅患者訪問診療(居宅)実施歯科診療所数が、大きく増加。

県民の行動目標

県民が意識すべき分かりやすい行動目標(一例)を新たに設けて、普及啓発を行い、県民の意識の向上を図ります。

施策目標

各施策の進捗状況を把握するため、16の数値目標を設定。

ライフコースアプローチ※を踏まえた歯科口腔保健

施策項目	課題	主な内容
歯・口腔に関する健康格差の縮小		<ul style="list-style-type: none"> ・歯・口腔の健康格差の状態を効果的に把握しながら、引き続き、歯科口腔保健の推進に必要な社会環境整備を進める必要がある。 ・地域における健康格差の状況把握に努め、効果的な歯科保健施策を推進 ・歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 ・むし歯予防に効果が高いフッ化物応用の推進
歯科疾患の予防	妊産婦期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯や歯周病が進行しやすく、妊婦の歯周病は早産や低出生体重児出産のリスクを増加させる側面がある。 ・市町村における妊産婦歯科健診や歯科保健指導等の推進 ・乳幼児等の歯・口腔の健康増進に関する知識の普及啓発
	乳幼児期(0~5歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳歯の萌出や永久歯の生え変わり等の重要な時期であり、定期的な歯科健診、歯磨き習慣を身につけること、よく噛んで食べる習慣の形成が必要である。 ・市町村やかかりつけ歯科医における定期的な健診の受診促進 ・フッ化物の応用等を活用したむし歯予防の取組を推進 ・児童相談所の保護児童に対する歯科健診・歯科保健指導の実施 ・発達に応じた仕上げみがき方法、生活習慣とむし歯の関係について普及啓発
	少年期(6~15歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場で、児童生徒が歯・口腔の健康づくりの大切さを意識する環境を作ることが必要である。 ・学校における歯科健診や保健教育等の充実 ・学校健診等における児童虐待を受けている子どもの早期発見 ・フッ化物の応用等を活用したむし歯予防の取組を推進 ・児童相談所の保護児童に対する歯科健診・歯科保健指導の実施 ・スポーツによる歯の外傷等を防止するためのマウスガードの普及啓発
	青壮年期(16~29・30~44歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や職場において、定期的な歯科健診等の歯科疾患予防及び生活習慣改善の支援を受けることが必要となる。 ・定期的な歯科健診の受診やセルフケア等の重要性の啓発 ・市町村で実施する歯周疾患検診等の取組を支援 ・歯周病と喫煙や生活習慣病との関連性についての知識の普及啓発 ・口腔がんの早期発見に向けた普及啓発及び口腔がん検診の充実
	中年期・高齢期(45~64・65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯の喪失防止や口腔機能の低下(オーラルフレイル)予防への取組が必要。 ・口腔がんの早期発見・早期治療が可能となるよう、取組を進めていく必要がある。 ・中年期・高齢期に好発する疾患等に関する知識の普及啓発 ・市町村で実施する歯周疾患検診等の取組を支援 ・口腔がんの早期発見に向けた普及啓発及び口腔がん検診の充実
口腔機能の獲得・維持・向上	乳幼児期(0~5歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や少年期における適切な口腔機能の獲得 ・口腔機能獲得に悪影響を与える習癖等の除去 ・食育を通じ咀嚼等の歯科保健指導の実施
	少年期(6~15歳)	
	中年期・高齢期(45~64・65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・壮年期以降の口腔機能の維持(オーラルフレイル予防を含む)及び口腔機能が低下した際の回復・向上 ・口腔機能の低下(オーラルフレイル)予防に関する普及啓発及び口腔機能訓練の取組を推進 ・8029(ハチマル・ニク)運動の普及啓発
定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健	障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科疾患進行により治療がより困難になるため、歯科疾患の発症及び重症化予防、口腔機能の維持・向上等の取組が重要。 ・障害がある人や家族、施設等に対し、口腔ケア・摂食嚥下指導の重要性の周知と研修の実施 ・かかりつけ歯科医の普及及び障害がある人等の受け入れを行う医療機関の周知 ・心身障害児者歯科保健巡回指導事業(ピーパー号事業)の実施
	介護を必要とする人	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科疾患が重症化しやすく、歯・口腔内の不衛生による誤嚥性肺炎の問題等もあるため、保健医療関係者や介護関係者等が連携して口腔ケアや歯科健診を実施することが必要。 ・在宅歯科医療における医師・介護等の連携により安全で質の高い歯科医療提供体制の充実 ・多職種連携を促進するため、入院支援の仕組みづくりやICT等の活用を検討など、効果的・効率的な連携の支援
	病院入院患者	<ul style="list-style-type: none"> ・病院と歯科医療機関が連携して口腔ケアを提供できる体制を構築する必要がある。 ・看護師等の医療従事者に対する研修及び病院とかかりつけ歯科医等の連携
歯・口腔保健を支える社会環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・歯・口腔保健に係る情報収集と関係者への提供と歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発 ○情報の収集及び提供 ・むし歯の状況や市町村の歯・口腔保健事業の実施状況等を把握し市町村等に提供 ・8020(ハチマル・ニマル)運動や「歯と口の健康週間」等を活用した周知・啓発
		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、学校保健・産業保健も含めた保健・医療・福祉等との幅広い連携 ○市町村その他の関係者の連携体制の構築 ・県、市町村、歯科医師、歯科衛生士、教育関係者、保健医療福祉関係者、事業者・保険者などの役割を踏まえた連携
		<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師、歯科衛生士、教育・保健医療福祉関係者等の資質向上 ○歯・口腔の健康づくり業務に携わる人の確保及び資質の向上 ・関係団体等と連携し、最新の科学的知見に基づく研修会等の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に歯科・口腔の保健医療サービスを迅速に提供できる体制構築 ・災害時における口腔ケアの重要性に係る普及啓発 ○災害時等における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制確保 ・市町村に対する研修会、各種計画・マニュアルの点検・見直し、災害時の歯・口腔保健医療サービス提供体制の構築 ・災害時等における口腔ケアの重要性について平時から普及啓発 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の歯・口腔の健康状況について把握するとともに、歯科口腔保健の推進に向けたICT等の活用検討 ○歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究 ・歯科疾患実態調査等により現状把握・分析 ・ICT等の効果的な活用による歯科口腔保健の推進 	

*ライフコースアプローチ:胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり